

平成23年度第5回公民館運営審議会議事録  
(要点)

日時 平成23年11月11日(金) 午後7時～9時  
場所 永山公民館4階 視聴覚室  
出席者 委員 8名  
職員 6名  
同席者 2名  
傍聴者 0名

司会進行—委員長

1. 内容

(1) 職員人事異動紹介

事務局

事前配布資料1に基づく、人事異動の報告。

(2) 事録署名人

委員を指名する。

(3) 館長報告

公民館等施設使用料の改定及び公共施設の使用料の見直しに関するアンケートについて

① 公民館等利用者懇談会の報告について

事務局

平成23年度公民館等利用者懇談会を開催したので、4日間の内容を報告をする。

1. 実施日時 10月21日(金) 19時～21時 ベルブホール  
10月22日(土) 10時～12時 ベルブホール  
10月23日(日) 19時～21時 ヴィータホール  
10月24日(月) 9時30分～11時30分 ヴィータホール

2. 参加者 156団体 156人

3. 公民館からのお知らせ

(1) 前回の利用者懇談会を受けてのご報告

(ア) 両館共通事項の報告

- ・使用単位について
- ・還付手続きの改善について
- ・運営管理の改善について

(イ) 永山公民館の報告

- ・創作室について
- ・サークル活動室について

(ウ) 関戸公民館の報告

- ・鍵の受渡し時間について
- ・併用予約について
- ・ギャラリーの照明について

(エ) 消費生活センターの報告

- ・調理室の使用単位について

4. 公民館運営審議会について
5. 使用料改定について
6. 質疑応答

② 公共施設の使用料の見直しに関するアンケートについて

事務局           資料に基づく、公共施設の使用料の見直しに関するアンケートについての報告をする。

委員長           公民館運営の問題に関しては速やかに対応していただくとして、今回の公民館等施設使用料改定の内容について、何か質問、意見はありますか。

委員             参加した各団体は、今後の使用料改定よりも公民館の利用方法を中心に考えられているという印象を受けた。

委員長           使用料改定の算出根拠の説明が足りなかったのではないかと。この算出根拠には、様々な要素が含まれるので、すべてを参加団体に説明しても解りにくい点もあると思うが、解りやすく使用料改定の算出根拠を説明するのが重要ではないか。

事務局           この、懇談会の報告を担当部署に行った際、市民へ使用料改定の算出根拠を説明することが重要なポイントとして提案をした。

委員長           以前より利用区分の細分化への意見は利用者よりあった。前回の利用者懇談会で利用区分の細分化についてのアンケートを行い、70%の方が現状の利用区分のままで良いとの結果だったが、使用料改定をすると状況も変わり、利用区分を細分化することにより利用者への負担が少なくなると思う。使用料の改定と利用区分の見直しを一緒に行うと複雑になってしまうので、利用区分の見直しは、次回、改定時に行うのが良いのではないかと。

委員             利用区分の細分化については、これまでも意見があったが利用者懇談会の開催を重ねるごとに利用区分の細分化の意見も少なくなった。金額の問題ではなく、諸室等の利用の問題ではないか。利用者は、細分化することで諸室の利用できる機会が増えることが利用促進に繋がるのと思う。

委員長           その他に質疑はないか

— 特に質疑なし —

(4) 事業進捗質疑

① 平成23年度主催事業進捗状況（平成23年11月1日現在）

永山公民館       ①永山フェスティバル（9/23～25）に開催し5万人の来場者があり、この地域に定着した事業となった。②あそびのつどいの広場「ピーかぶー」開催している。育児をしているお母さんが多く参加し、交流の場となっている。直近事業として、③TAMA映画祭（11/19～27）が開催される。④クリスマスイルミネーション点灯式（11/12）、サロンライブコンサート（11/12）、

⑤たまっこサイエンス（12/1）の4・5・6年生の募集を行っている。

関戸公民館 ①薬物乱用防止講座（11/11）を東愛宕中学校で行った。内容は、講演者の実際の体験をひとり芝居とお話をしてもらい啓発を行った。②中学生の職場体験を行った。③関戸寺子屋（1/4～6）に開催する。④一人読み語り芝居公演（12/17）⑤市民の自主的な学習活動の振興とより質の高い学習の場を提供することを目的に市民企画講座の計画をしている。

## ② 公民館施設別使用状況（平成23年9月・10月）

事務局 9月期、10月期は、全体を通しては安定的な利用状況であった。

委員長 これまでの説明について、何か質疑はあるか。

委員 関戸公民館で開催した薬物乱用防止講座を各小学校で開催している“ひとときの和”で講演が出来ないものか。

事務局 来年度の予算の中で取り組めるか検討する。

副委員長 私のかかわっているNPO団体が、薬物乱用防止活動を今年度より取り組んでいる。その取組の中で、南鶴牧小学校、第2小学校、来年度には、聖ヶ丘小学校で活動をする。今後は、公民館と連携を取りながら同様の活動を行えればと考えている。

事務局 一度、その活動を拝見して検討したい。

委員長 様々な形で公民館と連携が取れることは良いことではないか。以前に委員は「びーかぶー」を視察したと思うが、その時の感想をお願いできないか。

委員 屋上でプールを行っている様子を見せていただいた。印象としては、参加しているお母さんたちが事業に率先して取り組んでいて、初めて参加するお母さんに周りのお母さんが手助けする点は良いと感じた。この様な事業が、今後、広がっていく可能性があると思う。

委員長 その他に質疑はないか

— 特に質疑なし —

## （5）議事

（仮称）多摩市地域教育推進審議会の設置について

事務局 （仮称）多摩市地域教育推進審議会の設置については、課長（教育企画担当）が本日、同席しているので説明をさせて頂きたい。

課長 これまで、社会教育委員の会議及び公民館運営審議会より、答申や提言を受け（仮称）多摩市地域教育推進審議会の名称で検討していたが、名称の変更をすることになったのでご報告をしたい。これまでもご意見をいただき検討してきた内容につ

いての変更点では、第3条の「組織」の内容が変わった点となる。公民館利用者を代表する者2人以内を設けた。また、公募市民2人以内を入れ14名以内の構成となる。このほかについては、以前にお示ししたとおりで変更点はない。

名称については、最終的に市長部局と調整する中で「地域教育」という言葉が解りにくい、漢字が多く解りにくい等の意見があり、見直すことになった。「学びあい育ちあい推進審議会」とした理由は二つあり、一つは、「学びあい」「育ちあい」という言葉は、平成22年3月に社会教育委員の会議から提出された提言書「学校を支援する地域の関わりあいを進めるために」の副題「学びあい育ちあい（まなび・そだちの多摩ネット）」として使われている。その趣旨は、共に学び・共に育ち・共に成長しながら社会教育、生涯学習を推進し、教育の場に生かし地域の活性化を進めていくということであり、この審議会をつくるもととなった社会教育委員の会議からの答申にも、その精神は引き継がれているということである。

またもう一つは、当初社会教育、生涯学習を一体的に進めていくために市長部局と横断的な組織作りを進めてきたがそれができなくなり、まずは教育委員会の中で組織を統合することとした。その中で、教育委員会の思いを市長部局で受け止めてもらうために市長部局で設置予定だった「生涯学習推進委員会」が設置できなくなった。このことにより、この審議会の生涯学習的な意味合いも強まってきたことがもう一つの理由である。

これらの点を踏まえ、子供から大人までが、共に学びあって共に成長していくということで、最終的に「学びあい育ちあい推進審議会」とした名称で、現在、調整が進んでいる。

委員長 来年度に新しい名称で審議会が立ち上げられことについて説明をしていただいた。これまでも審議過程は公運審で報告してきた。名称については、総合的に判断して変わったと思う。名称が変わり役割のもつ意味が高まってきたこと、第3条の組織内容の変更が主な点ではないか。これまでの説明で質疑はないか。

委員 「学びあい」「育ちあい」というのは日本語として間違っていると思う。この名称では解り憎いと感じるがどうなのか。

課長 過去の経緯などを踏まえないと、解りにくい感もあると思うが、この名称でまとまりつつある。

委員 多摩市は、「子育て」という表現で、子供は自主性で育つようなイメージを与えている。子供たちに周りの大人が手をかけてこそ育っていくと思う。一部の大人の考え方であり、育てていく大人の責任がおざなりになっている感じがする。

委員 この名称は柔らかい印象を受け市民や公民館利用者に受け入れられ易いのではないか。

委員長 名称も大切だが、審議会が何を行うかが重要だと思う。社会教育の中で公民館という場所は、共に学びあう場所である。それは同じ年齢、異年齢の間で「学びあい」「育ちあい」という考えの中では様々な議論があると思う。

副委員長 この名称の言葉が、うまく生かされれば良いと思う。名称の変更の経過について

社会教育委員に説明等は行っているのか。

課長 正式な会議をこの間、開催出来なかった。この件について議長、副議長には、報告をして了解を頂いた。

委員長 この条例案は、12月議会に案件として提出するのか。

課長 お見込のとおり。

委員 高齢化率が高い市になろうとしている点で以前にも意見を述べている。高齢化に対してどのように取り組むのが、この条例からは理念が感じられない。

課長 これまで、ご意見を頂いた中で、子供から大人まで将来のまちづくりを担う「人づくり」を行うという形でまとめてきた。一言一句、言葉では踏まえていないが、社会教育、学校支援を行いながら、地域の活性化を一体となって進めていくというところで、いただいた意見を含めている。

委員 学校教育の視点で考えると、この様な形でまとまるかと思う。やはり市長部局との連携が重要になる。世界でも高い高齢化率になり、高齢者の力を生かせる視点が必要ではないか。この条例文の中に市長部局と連携と書き入れるべきではないか。

委員長 この条例文は、審議会の設置のための条例ではないのか。

部長 この条例文は、審議会を設置するための条例である。  
第1条にある社会教育の振興及び、社会教育と学校教育の連携、教育基本法に規定のある生涯学習の理念を踏まえている。地域で様々な活動や学習をしている高齢化の方も踏まえた生涯学習という意味で含んでいると考えている。

委員長 市長部局と切り離れたのではなく、生涯学習という視点を持ち教育委員会だけではなく、連携した審議を行わなければならないということではないか。

委員 この条例文の中には、表されていない。

部長 幅広く審議会の中に取り組んでいくことを明確にするために生涯学習の理念を入れ込んでいる。

副委員長 以前の条文には、「生涯学習の理念を踏まえ」等の一文はあったのか。

課長 この様な形での一文では書いていない。

委員長 この条例文の特徴として、生涯学習の理念の考え方を教育基本法の規定の中から導きだしている点ではないか。

委員 学校では、子供が一人で学ぶということではなく、周りの大人や高齢者と交流し、将来、豊かな人生を送るためにキャリア教育という中で取り組んでいる。高齢者を

除くというのではなく生涯学習という中で取り組んでいる。

委員           この条例文の第2条の中で、社会教育、学校教育の言葉が多く感じる。その為に生涯学習のイメージが持てないのではないか。

課長           この条例文の中で、教育委員会の諮問に依りて調査審議し答申する以外にこの審議会から生涯学習的な議案も含めて、必要に依りて教育委員会に提言が出来る。ただ単に教育委員会からの議案を扱うのではない。

委員           生涯学習の取組が市長部局と別れている垣根を取除くために、新たに審議会を作るのではないのか。

委員長        市長部局との組織の整理が出来ていない。今回は、その第1弾と捉え、第2弾、第3弾と進むのではないか。

委員           この審議会で高齢者の力を生かせるのか。

部長           文化、スポーツ、地域活動などの社会教育の連携が出来る仕組み作りの第1弾としてとらえている。

委員長        次の新しい生涯学習の第1歩ではないか。また、社会教育全体を審議できると思うので、この審議会に期待したい。

部長           社会教育委員と公運審との意見交換の場として合同会議の設定を考えている。

委員長        双方の意見交換の場として設けることをお願いしたい。  
その他に質疑はないか

— 特に質疑なし —

委員長        以上で閉会する。